



小平市役所

〒187-8701

小平市小川町2-1333

☎042-341-1211 (代表)

午前8時30分から午後5時まで

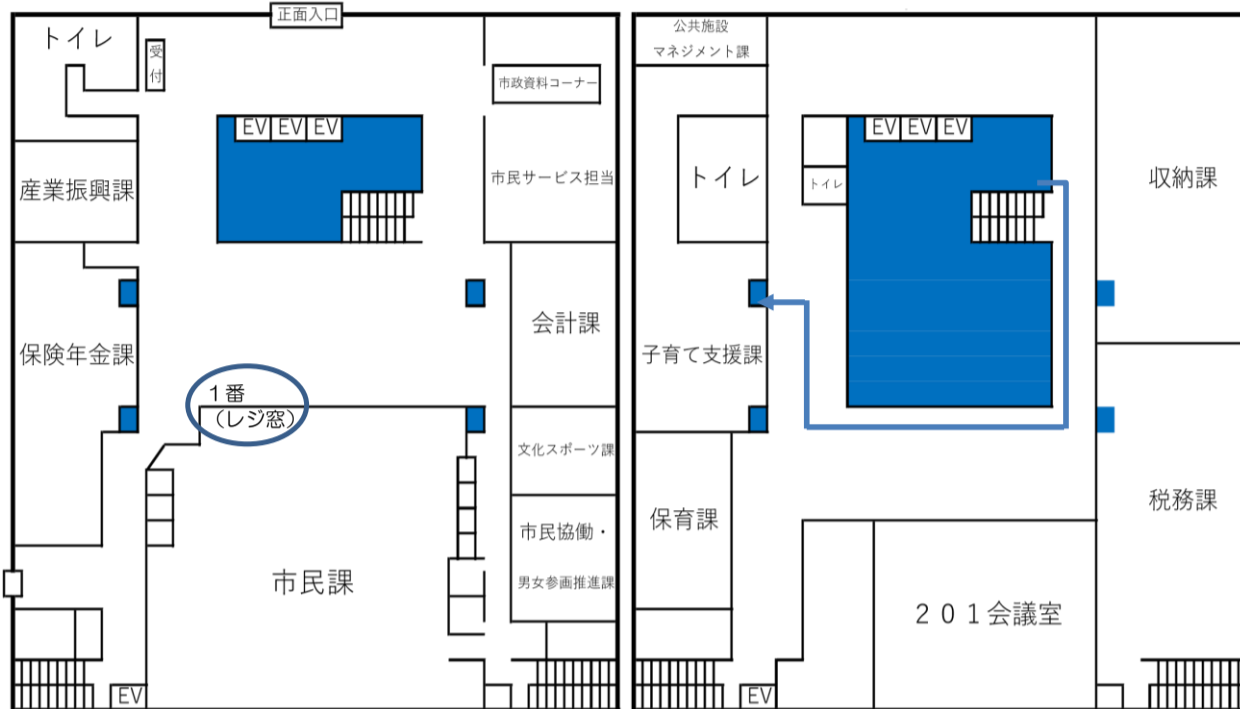
(日曜日、祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

※土曜窓口は、本庁舎内の4課（市民課、保険年金課、税務課、収納課）が午前8時30分から午後0時15分まで開庁していますが、取扱業務は、平日の一部の業務に限られます。

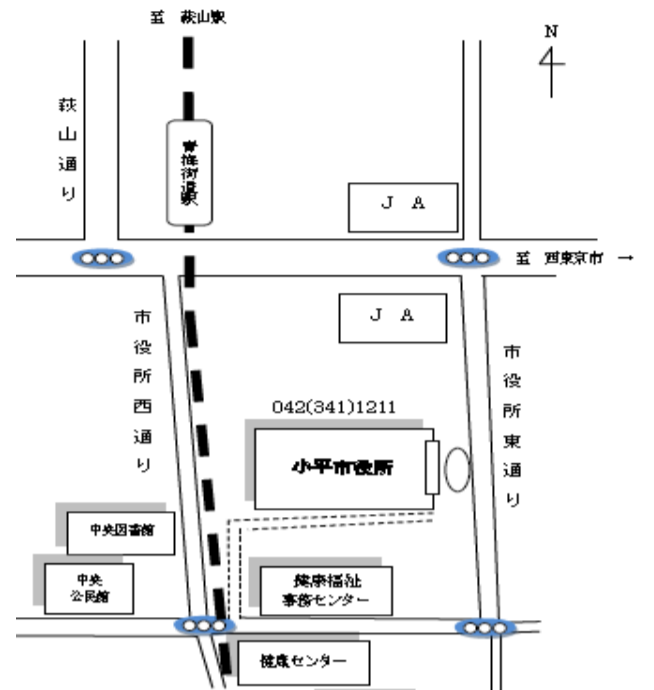
【市役所フロア案内】

庁舎1階

庁舎2階



【小平市役所 周辺図】



手続きチェックシート

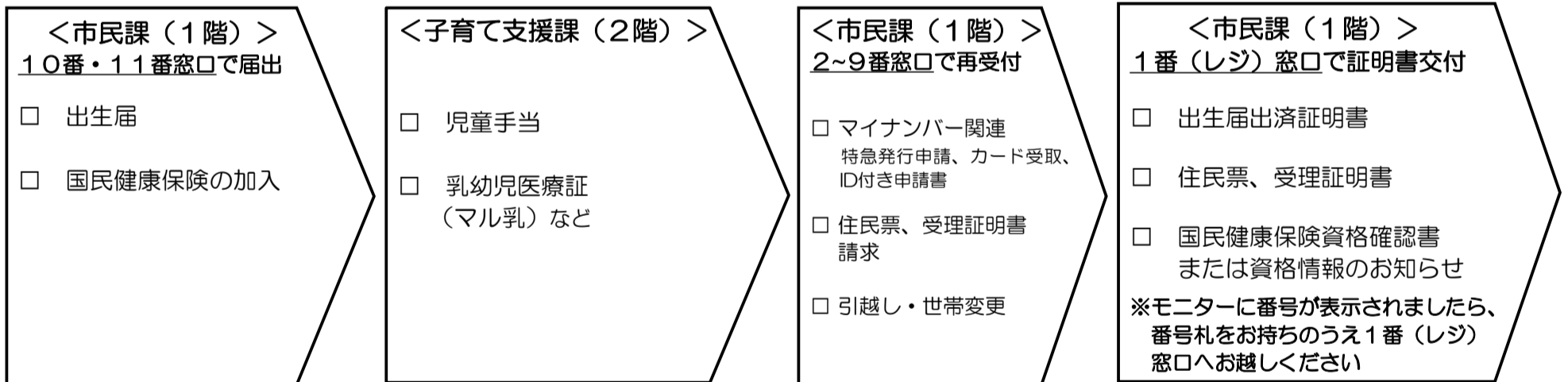
市民課 戸籍担当

☎ 042-312-1083 (直通)

出生

ご誕生おめでとうございます

出生届の手続きの流れ ※平日の流れになります



【注意事項】

- 生まれたお子さまのマイナンバーは、「個人番号通知書」や「住民票（マイナンバー有）」（住民登録後に限る。）で確認できます。
- 生まれたお子さまのマイナンバーカードの申請に当たっては、「ID付き申請書」による申請のほか、出生の届出と同時に手続きできる特急発行申請（満1歳未満のお子さまに限る。）などがあります。
※「ID付き申請書」は、「個人番号通知書」とあわせて、2、3週間後にご自宅に届きます。（特急発行申請を行った場合は、「個人番号通知書」はマイナンバーカードと一緒に届きますが、「ID付き申請書」は届きません。）
- ※出生の届出が終わった後に、特急発行申請を希望する方は、担当までお問い合わせください。（市民課窓口担当050-1807-4033）
- 出生届（特急発行申請を含む。）は土曜窓口や夜間受付でも提出できますが、出生届書の審査は平日に行いますので、住民票や出生届出済証明書（母子手帳貼付用）の交付、子育て支援課の手続きはできません。翌開庁日以降に証明書の交付・受取り、その他の手続きをしてください。

出生に関するおもな手続き

- マイナンバーの情報連携がはじまり、マイナンバーの提示により、一部手続きに必要なもの（住民票や課税・非課税証明書（所得証明書）等）が省略できる場合がございますので、ご確認ください。
- ※申請書類等にマイナンバーを記入する場合、窓口でマイナンバー（個人番号）の分かる書類（原本）及び本人確認書類をあわせて提示してください。
- 出張所・土曜窓口における「△」は、一部受付できない場合がありますので、手続き窓口へご確認ください。
- 平日の開庁時間以外に戸籍の届出をされた方は、翌開庁日以降に住民票へ反映されます。**土曜窓口ご利用の方は、下記手続きを同時に行えない場合がありますのでご注意ください。**
- 主な手続きの内容における「★」は、出生届と同時に市民課で一部受付できます。

分類	確認	対象者	主な手続きの内容 (申請・注意事項等)	手続きに必要なもの	期間	手続き窓口	出張所	土曜窓口
保 険	<input type="checkbox"/>	お子さんが国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入「★」 (資格確認書または資格情報のお知らせは後日郵送)		出生から14日以内	市役所1階	○	○
	<input type="checkbox"/>	「直接支払制度」(※1)の手続きをし、出産費用が50万円に満たなかった方 → 出産費用の全額を支払った方	「出産育児一時金」の申請	・出産費用領収・明細書の写し ・世帯主の印鑑及び振込先が分かるもの(通帳など) ※ケースにより異なりますので、手続き窓口にお問い合わせください。	出生の翌日から2年以内		△	○
	<input type="checkbox"/>		※勤務先の健康保険に加入の方は勤務先へお問い合わせください。				△	○
	<input type="checkbox"/>	国民健康保険被保険者であって出産をした方	「産前産後期間の国民健康保険税免除」の申請 ※被保険者が小平市に在住している場合に限ります。市外在住の場合は、お住まいの市区町村に申請してください。	【出産前の場合】 ・出産予定日を確認できる書類(母子健康手帳等) 【出産後の場合】 ・出生証明書等の親子関係を明らかにすることができる書類(母子健康手帳、戸籍謄本等)	すみやかに		×	○

※1 国民健康保険から医療機関へ出産育児一時金を直接支払う制度

年 金	<input type="checkbox"/>	国民年金第1号被保険者であって出産をした方 ※お子さんの出生日が平成31年2月1日以降である場合に限ります。	産前産後免除の申請 ※被保険者が小平市に在住している場合に限ります。市外在住の場合は、お住まいの市区町村に申請してください。	【出産前の場合】 ・出産予定日を確認できる書類(母子健康手帳等) 【出産後の場合】 ・出生証明書等の親子関係を明らかにすることができる書類(戸籍謄本等)	すみやかに	市役所1階	×	○	
	<input type="checkbox"/>	障害基礎年金を受給中の方	子の加算額の請求	・戸籍謄本 ・世帯全員の住民票(本籍・続柄記載ありのもの)	すみやかに(遡及可能期間は5年間となります)		×	×	
こ ど も	<input type="checkbox"/>	児童手当を申請する方 (保護者のうち所得の高い方)	児童手当の申請 新規申請の手続き(第1子の場合) 増額申請の手続き(第2子以降の場合) ※保護者が市外在住の場合は、お住まいの市区町村に申請してください。 ※公務員の方は、勤務先に申請してください。	・金融機関の口座が分かるもの(保護者) ・健康保険証、資格確認書等(保護者)	出生の翌日から起算して15日以内(必要なものがそろっていない場合もお立ち寄りください)	市役所2階	○	×	
	<input type="checkbox"/>	乳幼児医療証(マル乳)を申請する方 (保護者のうち所得の高い方)	乳幼児医療費助成の申請 ※対象児童が市外在住の場合は、お子さんがお住まいの市区町村に申請してください。	・健康保険証、資格確認書等(子)(お子さんの健康保険の手続き中の場合は、扶養予定の保護者のもの) ・地方税関係情報取得に係る同意書(1月から9月に申請の場合は前年の1月1日、10月から12月に申請の場合は同年の1月1日の住民票が小平市以外の場合)	出生から1年以内(必要なものがそろっていない場合もお立ち寄りください)		○	×	
	<input type="checkbox"/>	未婚で出生した方 父または母に重度の障がいがある方	児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親家庭医療証(マル親)の申請	・出生届受理証明書(すでに生まれた子記載の戸籍ができていない場合は不要) ・戸籍謄本(保護者と対象児童記載のもの) ・金融機関の口座が分かるもの(保護者) ・健康保険証、資格確認書等(保護者とお子さん)	出生した月のうちに(必要なものがそろっていない場合もお立ち寄りください)		×	×	
	<input type="checkbox"/>	①認可保育園等に入園希望の方 ②出生児の兄弟姉妹が、認可保育園等に入園(内定)や入園申込をしている方 ③幼稚園、認証保育所などの認可外保育施設を利用するお子さんがいる方 ※利用施設を通じての手続きをしていない場合	①保育園入園の相談 ②③世帯員変更の届出 など	※保育課へお問い合わせください。	※詳しくはお問い合わせください。			×	×
	<input type="checkbox"/>	幼稚園、認証保育所などの認可外保育施設を利用するお子さんがいる方 ※利用施設を通じて手続きをしていない場合	補助金申請 など	※保育課へお問い合わせください。	※詳しくはお問い合わせください。			×	×
	<input type="checkbox"/>	お子さんが生まれた方	新生児・産婦訪問(出生通知書)申請	・お誕生連絡票(母子健康手帳を申請時に配付した「母と子の保健バッグ」に入っています。)	出生から1ヶ月以内		夕健1康1セ階	×	×
	<input type="checkbox"/>	未熟児のお子さん	養育医療給付の相談・申請	※相談時に個別に案内	※医師から指示があったら速やかに		夕健1康4セ階	×	×
そ の 他	<input type="checkbox"/>	他県で医療にかかったお子さん	乳幼児医療費の助成	・医療機関発行の領収書(原本) ・振込先口座の通帳 ・乳幼児医療証(マル乳)	受診から5年以内	市役所2階	○	×	
	<input type="checkbox"/>	他県で妊婦健診・他県で新生児聴覚検査を受診した方	妊婦健診・新生児聴覚検査費用の払戻し	・妊婦健診費・新生児聴覚検査費の領収書、明細書(原本) ・母子健康手帳 ・使用できなかった妊婦健診受診票・新生児聴覚検査受診票	出産から1年以内	夕健1康4セ階	×	×	
	<input type="checkbox"/>	他県・他市で予防接種を受ける予定の方	予防接種費用の払戻し	・母子健康手帳 ・申請書 ・口座振替依頼書兼請求書 ・領収書	※必ず接種の2週間以上前までに健康推進課(042-346-3700)へご相談ください。	夕健1康1セ階	×	×	

勤務先、加入している健康保険組合へ申請するもの▽

項目	問い合わせ
出産手当金	勤務先
育児休業給付金	勤務先
高額療養費	健康保険組合
出産祝金	勤務先
児童手当(公務員の方)	勤務先